



令和 2 年 8 月 3 日

不動産・建設経済局不動産市場整備課

不動産特定共同事業（FTK）のヘルスケア不動産への活用手法を検討します

～有識者、事業者、業界団体等を交えた検討会を開催～

国土交通省は、不動産特定共同事業（FTK）の更なる普及促進を目的に、「不動産特定共同事業（FTK）の多様な活用手法検討会」を設置、8月4日にヘルスケア不動産に焦点を当てた第2回会合を開催します。

<背景>

- 今後、超高齢化社会が進展していく中においては、要介護の高齢者向けの施設だけでなく、中所得者を対象にした自立型高齢者向け施設等の、多様なニーズに対応した施設の整備・運営が求められており、事業を円滑に進めるためには、事業資金を適切に供給していくことが求められます。

<これまでの施策と、今般検討会を行う趣旨>

- こうした中で、不動産特定共同事業（FTK）については、平成 29 年の不動産特定共同事業法改正においてクラウドファンディングへの対応を行った他、平成 31 年の不動産特定共同事業法施行規則改正において対象不動産変更型契約に係る規制の合理化を行い、地元資金等を募った上で複数の不動産投資事業へそれらの資金を振り向けるファンドとしての機能を充実させたところです。
- そこで、FTK の多様な活用可能性に着目し、高齢者向け施設の整備や地域における課題解決等のニーズに対応した施設整備を円滑に進めるため、制度・ノウハウの理解を進めるとともに、FTK の活用をさらに促すための環境整備策について検討する必要があるため、検討会を設置し、議論を行っています。
- 検討会はヘルスケアグループとまちづくりグループに分けて行い、今般はヘルスケアグループによる会合を行います。

1. 日時：令和 2 年 8 月 4 日（火）14:00～16:00

場所：東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館内会議室（予定）

（Web 会議形式にて開催）

2. 主な議題（予定）

- ・ヘルスケア不動産をめぐる現状
- ・ヘルスケア FTK における課題と対応
- ・ヘルスケア不動産における ESG 投資のあり方

3. その他

- ・委員名簿は別紙のとおりです。
- ・検討会は web 会議形式で行います。会議は非公開とし、一般傍聴は予定しておりません。
- ・検討会の資料は、本検討会終了後に国土交通省のウェブサイトに掲載する予定です。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000214.html

〈問い合わせ先〉 不動産・建設経済局不動産市場整備課 課長補佐 安保（内線 30-222）

森山・齋藤（内線 30-214）

（代） 03-5253-8111 （直） 03-5253-8375 （FAX） 03-5253-1579